

公共用地境界確定協議事務取扱要綱

令和 7 年 6 月

豊中市 財務部 資産管理課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊中市市長部局所管及びこれに類する公共用地（以下「公共用地」という。）の境界確定協議事務に関し、適正かつ効率的な事務の遂行を図るため、必要な事項を定めたものである。

2 前項の詳細を運用基準に、書式を様式集にて定めるものとする。

(定 義)

第2条 「公共用地境界確定協議」とは、公共用地とこれに隣接する土地（以下「協議地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合は一部）について、豊中市長と協議地所有者（以下「所有者」という。）、相隣地所有者、対側地所有者及びその他関係者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

(協議申込み)

第3条 公共用地境界確定協議申込みは、原則として所有者が、豊中市長に公共用地境界確定協議申込書（以下「申込書」という。）を1部提出してこれを行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 本市が行う公共事業での申込みの場合は、協議土地所管所属長又は、事業所管所属長とする。

3 国及び地方公共団体等が行う公共事業での申込みの場合は、公共用地の境界確定に関する権限のあるものとする。

4 協議地が複数筆に係る場合は、所有者が同一であることを要するものとする。

5 協議途中で所有者が変更された場合は、再度、申込書を提出しなければならない。

6 受理後、一定期間経過した場合は、再度、申込書を提出しなければならない。

(代理人)

第4条 所有者は、公共用地境界確定協議の申込みに係る業務を公共用地境界確定協議事務代理人（以下「代理人」という。）に代理させなければならない。この場合、所有者は、代理人に行わせる必要な事項を記載した委任状を申込書に添付しなければならない。

2 代理人は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補、建築士又は行政書士で、協議に必要な測量、図面作成等の能力を有するものとする。

ただし、建築士にあつては、図面の作成に関し、講習会修了者名簿に登載された者で、かつ、建築確認申請に必要な場合に限る。また、行政書士にあつては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。

(添付書類)

第5条 第3条の申込みに当たっては、申込書及び下記の書類を順に添付するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 1) 印鑑登録証明書（個人の場合）
2) 印鑑証明書（法人の場合）
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 協議地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (5) 地図・地図に準ずる図面の写し（公図）
- (6) 協議地周辺の登記事項証明書（全部事項証明書）、土地調書または登記事項要約書
- (7) 位置図（協議地を着色）
- (8) 協議地及び周辺の地積測量図
- (9) その他豊中市長が必要と認める書類

(審査及び受理)

第6条 豊中市長は、申込書が提出されたときは、遅滞なく書類を審査し、申込み要件を満たしている場合にはこれを受理する。

2 公図において、協議地の形状、隣接地との関係が一致しない等の場合は、代理人が公図の訂正を行うことを前提として受理する。

(現地立会)

第7条 豊中市長は、原則として所有者、相隣地所有者、対側地所有者及びその他関係者と公共用地境界確定協議に関する資料等に基づき、現地で立会し境界の協議をしなければならない。

2 前項の立会の際、立会者は、立会者名簿に住所及び氏名を記載することとする。

(公共用地境界確定図の作成・提出)

第8条 代理人は、現地立会等の後、速やかに公共用地境界確定図を作成し、提出しなければならない。

2 図面は、様式集の作成例に基づき作成しなければならない。

(公共用地境界確定図の審査)

第9条 豊中市長は、前条の図面を速やかに審査するものとする。

(関係者の承諾)

第10条 前条の公共用地境界確定図面に所有者は住所及び氏名を記入・押印しなければならない。原則として相隣接地所有者、対側地所有者及びその他関係者に対しても住所、氏名の記入・押印を求めるものとする。

(公共用地境界確定書の通知及び受領書の提出)

第11条 豊中市長は、所有者との協議結果について、公共用地境界確定書をもって通知するものとする。

2 所有者又は、代理人は、公共用地境界確定書の受領に際し、受領書を提出しなければならない。

3 所有者又は、代理人は、豊中市手数料条例に定められた手数料を納付しなければならない。

4 協議地において既公共用地境界確定書があれば、豊中市長が受領書を受けた時点で上書き扱いとする。

(境界標の設置)

第12条 代理人は、必要に応じて現地において境界標等を設置しなければならない。

(取下げ)

第13条 公共用地境界確定協議が不調に至った等の場合、第3条第5項及び同条第6項に該当する場合、所有者又は、代理人は、豊中市長に取下げ申込書を提出しなければならない。

2 豊中市長は、前項の取下げ申込書の提出があれば、申込書を返却するものとする。

(疑義)

第14条 この要綱を運用するにあたり、疑義が生じたときは、豊中市長と代理人又は、所有者は、十分協議し解決するものとする。

附則

- 1 令和3年(2021年)4月1日付から実施する。
- 2 平成18年10月20日付境界確定事務取扱要領は、これを廃止する。

附則

- 1 この要綱は令和7年(2025年)6月1日から実施する。